

青森市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

1 制定理由

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年6月11日公布）による国家公務員法の一部改正により、国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制の導入等の措置が講じられることとなった。

地方公務員においても、地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、国家公務員と同様の措置を講ずることとされたこと等を踏まえ、以下のとおり関係条例の一部を改正するものである。

2 主な改正内容

(1) 青森市職員の定年等に関する条例 【第一条関係】

【1】 定年の引上げ

職員の定年を、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度以降は65歳定年とすることを規定。なお、保健所長については70歳定年とすることを規定。

(第3条、附則第3項、附則第4項)

区分	現行	令和5年度～6年度	令和7年度～8年度	令和9年度～10年度	令和11年度～12年度	令和13年度～【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

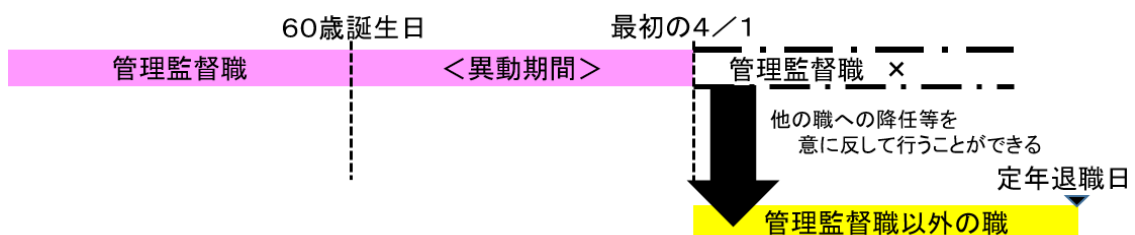
【2】 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の導入

ア 管理監督職勤務上限年齢による降任等の対象範囲

管理監督職勤務上限年齢による降任等の対象となる職員の職は、管理職手当を支給される職とすることを規定（保健所に勤務する医師並びに病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師については、適用除外）（第6条）

イ 管理監督職勤務上限年齢

管理監督職勤務上限年齢を年齢60年とすることを規定（第7条）



【3】 定年前再任用短時間勤務制の導入

地方公務員法において再任用に係る規定が削除され、新たに定年前再任用短時間勤務制について規定されたことに伴い、60歳に達した日以後に退職した者を、規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることを規定（第10条）

【4】 情報提供・意思確認制度の新設

ア 職員が年齢59歳に達する年度に、当該職員が60歳に達する年度以降に適用される任用、給与、退職手当等の情報を提供するとともに、その職員の勤務の意思を確認するよう努めることを規定（附則第5項）

イ 施行日前であっても、必要な情報提供・意思確認が行えるよう、その対象として基準となる職員の年齢を60歳と規定（改正附則第2項）※公布日施行

【5】 暫定再任用制度導入に伴う経過措置 ※現行再任用制度の廃止による

定年が65歳となるまでの間、定年に達した日以後に退職した者で65歳に達する年度の末日までにある者を、規則で定める情報に基づく選考により、現行の再任用制度と同様に1年以内の任期で採用できることを規定（改正附則第8項～第21項）

(2) 青森市職員の給与に関する条例 【第二条関係】

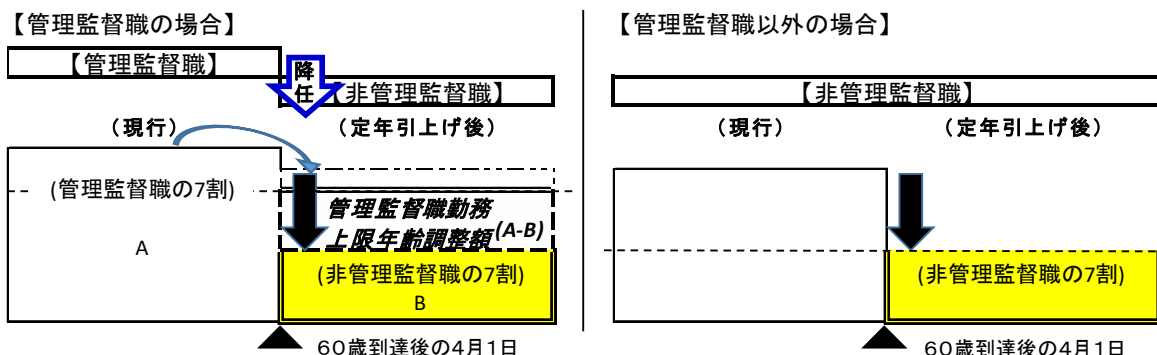
【1】 給与に関する措置（給料月額7割措置）

ア 原則60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額について、職員に適用される給料月額×70/100とすることを規定（附則第18項）

イ アの額が、降任前に受けていた給料月額に70/100を乗じて得た額に達しない場合において、アの額のほか、不足する額に相当する管理監督職勤務上限年齢調整額を給料として支給することを規定（附則第20項）

管理監督職勤務上限年齢調整額

$$= (\text{降任前の給料月額} \times 70 / 100) - (\text{降任後に適用される給料月額})$$



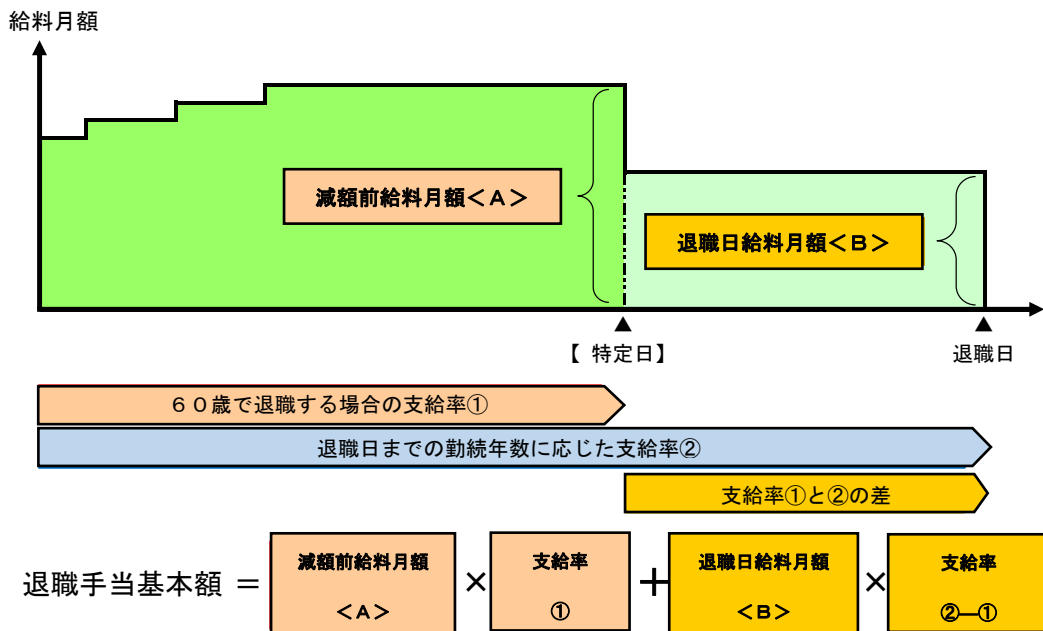
(3) 青森市職員の退職手当に関する条例 【第三条関係】

【1】 退職手当に関する特例措置

ア 60歳を超えてから退職する者に係る退職手当の基本額について、自己都合退職扱いとせず、定年扱いとすることを規定（附則第16項、第17項）

※例 勤続年数31年で退職の場合の支給率 自己都合：35.7399、定年：42.31035

イ 給料月額7割措置となる職員の退職手当については、退職手当の基本額を、給料月額7割措置前までの期間と、減額後から退職時までの期間に分けて算定する特例を適用することを規定【ピーク時特例】（附則第19項）



【2】 その他

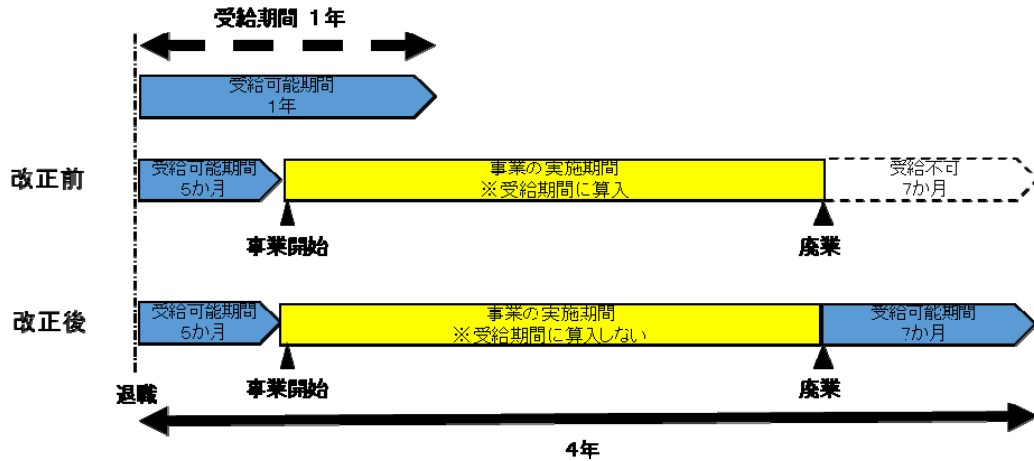
ア 非常勤職員に係る退職手当の支給対象要件の緩和

非常勤職員に対する退職手当条例の適用に当たり、常勤職員の勤務時間（1日7時間45分）以上勤務した日が18日以上である月が引き続いて12月を超えることを要件として、当該非常勤職員に対し退職手当を支給しているが、週休日及び祝日等を除いた勤務日数がそもそも少ない月にあたっては、非常勤職員にとって不利になる場合があるため、国において支給要件である勤務日数について1月間の要勤務日数が20日に満たない場合は、18日から20日と要勤務日数分の差分を減じた日数に緩和することとなったことから、国及び県の取扱いに準じた所要の改正（第2条第2項）※公布日施行

区分	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3
実勤務日数(例)	20	19	22	20	22	20	19	20	18	19	17	22
要勤務日数	20	19	22	20	22	20	20	20	20	19	18	22
支給要件日数(改正前)	18											
支給要件日数(改正後)							18	18	18	17	16	18

イ 失業者の退職手当制度の改正

雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当受給対象者が、退職の日後に事業を開始し、その旨を市長に申し出た場合、その事業を行っている間は最長で3年間受給期間に算入しないことを規定（第17条第5項）※公布日施行



(4) その他関係条例の一部改正

条例	主な改正内容
①青森市常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例【第四条関係】	退職手当の額の特例に係る経過措置を廃止する。 (附則第2項及び第3項)
②青森市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例【第五条関係】	地方公務員法の改正に伴い、引用条項等を修正する。(第3条)
③青森市職員定数条例【第六条関係】	地方公務員法の改正に伴い、引用条項等を修正する。(第1条)
④青森市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例【第七条関係】	○ 地方公務員法において、降給の手続及び効果については条例で定めることが必要とされており、新たに役職定年及び給料月額等の7割措置に伴う降給を加える。(第1条、第2条、第6条) ○ 役職定年による降給については、職員の意に反する降給処分に関する処分説明書の交付義務対象から除外することを定める。 (第6条第2項)
⑤外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例【第八条関係】	外国の地方公共団体の機関等へ派遣することができない職員に、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例により、異動期間を延長し引き続き管理監督職として勤務している職員を加える。(第2条)
⑥公益的法人等への職員の派遣等に関する条例【第九条関係】	公益的法人等へ派遣することができない職員及び特定法人の業務に従事するために辞職出向した後、再度市の職員として採用することができない職員に、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例により、異動期間を延長し引き続き管理監督職として勤務している職員を加える。(第2条、第11条)

⑦青森市職員の懲戒の 手続及び効果に 関する条例 【第十条関係】	令和5年4月1日以降、60歳到達後の最初の4月1日以後の給料月額が7割水準として支給されることに伴い、一月間の減給の総額を、その月における給料の総額の10分の1までとすることを定める。 (第4条)
⑧青森市職員の勤務 時間、休暇等に 関する条例 【第十一条関係】	勤務時間、週休日及び年次休暇に関する規定のうち、再任用短時間勤務職員に適用していたものを定年前再任用短時間勤務職員に適用するものに改める。(第2条、第3条、第4条、第13条、第19条)
⑨青森市職員の育児 休業等に関する 条例 【第十二条関係】	○ 地方公務員法の改正において、再任用職員に係る規定が削除されたことに伴い、再任用フルタイム勤務職員について育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員の対象から除外する。 (第2条、第9条) ○ 育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例により、異動期間を延長し引き続き管理監督職として勤務している職員を加える。(第2条、第9条) ○ 育児短時間勤務をしている職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以後の当該職員の給料月額について、給料月額7割措置を適用することを規定。(附則第4項)
⑩青森市職員の特殊 勤務手当に 関する条例 【第十三条関係】	○ 特殊勤務手当に関する規定のうち、再任用短時間勤務職員に適用していたものを定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員に適用するものに改める。 (第9条、第18条、第24条、第38条、第41条、第45条)
⑪青森市企業職員の 給与の種類及び 基準を定める 条例 【第十四条関係】	○ 企業職員の給与の種類及び基準に関する規定のうち、再任用短時間勤務職員に適用していたものを定年前再任用短時間勤務職員に適用するものに改める。(第2条、第7条、第28条) ○ 企業職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料月額について給料月額7割措置を適用することを規定。(附則第3項)
⑫青森市職員の退職 手当に 関する条例 の一部を改正 する 条例 【第十五条関係】	関係条例の改正に伴い、語句を修正する。
⑬青森市職員の再 任用に 関する条例 【第十六条関係】	青森市職員の再任用に関する条例は廃止する。

3 施行日

令和5年4月1日、ただし、以下の規定は公布の日から施行する。

- 2 (1) 【4】 イ 情報提供・意思確認制度
- 2 (3) 【2】 ア 非常勤職員の退職手当の支給要件の緩和に関する改正
イ 失業者の退職手当に関する改正